

	09事042403号
制定	平成21年4月24日
	09事112001号
一部改正	平成21年11月20日
	10事042201号
一部改正	平成22年4月22日
	11事060601号
一部改正	平成23年6月6日
	11事121511号
一部改正	平成23年12月15日
	12事121306号
一部改正	平成24年12月13日
	12事021906号
一部改正	平成25年2月19日
	14事112505号
一部改正	平成26年11月27日
	16事040403号
一部改正	平成28年4月4日
	17事040503号
一部改正	平成29年4月5日

## 家庭用燃料電池システム導入支援事業 機器指定要領

### (目的)

第1条 この機器指定要領は、一般社団法人燃料電池普及促進協会（以下「協会」という。）の燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金（家庭用燃料電池システム導入支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）に基づき、家庭用燃料電池システム（以下「補助対象システム」という。）の機器指定の手続き等を定めたものである。

### (適用)

第2条 協会が行う補助対象システムの機器指定は、交付規程第4条第3項に定めるところによるほか、この機器指定要領の定めるところによる。

### (用語)

第3条 この機器指定要領で使用する用語は、特に定めのない限り交付規程第4条第3項において使用する用語の例による。

### (機器の指定)

第4条 協会は、交付規程第4条3項に基づき、機器を指定する。

2 機器の指定は、下記の要件を満たし協会の審査に合格することを条件とする。

3 各ユニットにおける認証登録については、一般財団法人日本ガス機器検査協会（以下「JIA」という。）、一般財団法人日本燃焼機器検査協会（以下「JHIA」という。）、一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」という。）および公益社団法人日本水道協会品質認証センター（以下「JWWA」という。）を指定認証機関とする。

4 指定機関による認証登録が必須要件であるものを除き、要件を満たすものであることを証明する書類は、申請者（製造事業者等）が自ら行った性能試験成績表等または第三者機関による性能試験成績表等によるものとする。

#### I. <固体高分子形燃料電池>

##### (1) 燃料電池ユニット

- ①定格運転時において0.5から1.5kWの発電出力があること。また、熱出力温度（燃料電池ユニット部出口における温水温度）は50℃以上であること。
- ②燃料電池の排熱を回収し、熱を有効利用できる機構を持つこと。
- ③JIS基準（JIS C 8823：2008 小形固体高分子形燃料電池システムの安全性および性能試験方法）に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準（LHV基準）の発電効率が33%以上（高位発熱量基準HHV基準で30%相当以上）およびLHV基準の総合効率が80%以上（HHV基準で72%相当以上）であること。ならびに、50%負荷運転時のLHV基準の総合効率が60%以上（HHV基準で54%相当以上）であること。
- ④JIA、JHIAおよびJETのいずれかの認証機関により、（一社）日本電機工業会発行の「定置用小形燃料電池の技術上の基準および検査の方法」に基づく認証登録がなされていること。
- ⑤JIA、JHIA、JETおよびJWWAのいずれかの認証機関により、厚生労働省の「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に基づく検査基準による認証登録がなされていること。
- ⑥JIA、JHIAおよびJETのいずれかの認証機関により、消防庁告示第1号「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」に基づく防火性能に係わる認証登録がなされていること。

##### (2) 貯湯ユニット等

- ①燃料電池ユニットの排熱を蓄えられる貯湯槽を有すること。
- ②貯湯容量が150リットル以上であること。  
ただし、燃料電池ユニットの熱出力温度（燃料電池ユニット出口における温水温度）が55℃以上であり、なおかつ定格運転時における低位発熱量基準（LHV基準）の発電効率が35%以上（高位発熱量基準HHV基準で31.8%相当以上）の場合の貯湯容量は120リットル以上とする。
- ③貯湯槽の蓄熱放熱係数が2.0%/時間以下であること。
- ④補助ボイラー等の燃焼器を有する場合、JIA、JHIAおよびJETのいずれかの認証機関により、ガス機器或いは石油燃焼機器に係わる認証登録がなされていること。
- ⑤JIA、JHIA、JETおよびJWWAのいずれかの認証機関により、厚生労働省の「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に基づく検査基準による認証登録がなされていること。
- ⑥補助ボイラー等の燃焼器を有する場合、JIA、JHIAおよびJETのいずれかの認証機関により、消防庁告示第1号「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」に基づく防火性能に係わる認証登録がなされていること。

## II. <固体酸化物形燃料電池>

### (1) 燃料電池ユニット

- ①定格運転時において0.5から1.5kWの発電出力があること。また、熱出力温度（燃料電池ユニット部出口における温水温度）は60℃以上であること。
- ②燃料電池の排熱を回収し、熱を有効利用できる機構を持つこと。
- ③JIS基準（JIS C 8841：2010 小形固体酸化物形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法）に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準（LHV基準）の発電効率が40%以上（高位発熱量基準HHV基準で36%相当以上）およびLHV基準の総合効率が80%以上（HHV基準で72%相当以上）であること。ならびに、50%負荷運転時のLHV基準の総合効率が60%以上（HHV基準で54%相当以上）であること。
- ④JIA、JHIAおよびJETのいずれかの認証機関により、（一社）日本電機工業会発行の「定置用小形燃料電池の技術上の基準および検査の方法」に基づく認証登録がなされていること。
- ⑤JIA、JHIA、JETおよびJWWAのいずれかの認証機関により、厚生労働省の「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に基づく検査基準による認証登録がなされていること。
- ⑥JIA、JHIAおよびJETのいずれかの認証機関により、消防庁告示第1号「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」に基づく防火性能に係わる認証登録がなされていること。

### (2) 貯湯ユニット等

- ①燃料電池ユニットの排熱を蓄えられる貯湯槽を有すること。
- ②貯湯容量が50リットル以上であること。  
ただし、発電効率が47%以上の場合、貯湯容量は25リットル以上とする。
- ③貯湯槽の蓄熱放熱係数が2.5%/時間以下であること。  
ただし、発電効率が47%以上の場合、貯湯槽の蓄熱放熱係数が2.5%/時間以下、もしくは平均放熱量が140W以下であること。
- ④補助ボイラー等の燃焼器を有する場合、JIA、JHIAおよびJETのいずれかの認証機関により、ガス機器或いは石油燃焼機器に係わる認証登録がなされていること。
- ⑤JIA、JHIA、JETおよびJWWAのいずれかの認証機関により、厚生労働省の「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に基づく検査基準による認証登録がなされていること。
- ⑥補助ボイラー等の燃焼器を有する場合、JIA、JHIAおよびJETのいずれかの認証機関により、消防庁告示第1号「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」に基づく防火性能に係わる認証登録がなされていること。

#### (指定の申請)

第5条 補助対象システムの製造事業者またはブランド事業者（消費生活用製品安全法におけるOEM生産品・PB品の取扱いに関するガイドラインに示される）（以下「製造事業者等」という。）は、交付規程第4条3項に定める機器の指定を受けようとする時は、次に定める資料等を協会に提出しなければならない。

- (1) 別紙1に定める機器指定申請書。
- (2) 前条第3項に定める各種認証機関が発行した認証登録を証する写し。
- (3) 燃料電池ユニットにおいては、前条 I <固体高分子形燃料電池> (1) 燃料電池ユニット③項に定

める J I S C 8823 規格に基づいて測定した機器の発電効率、総合効率の値が基準以上であることを証する書面（性能試験成績表等）、またはⅡ＜固体酸化物形燃料電池＞（1）燃料電池ユニット③項で定める J I S C 8841 規格に基づいて測定した機器の発電効率、総合効率の値が基準以上であることを証する書面（性能試験成績表等）。

- (4) 貯湯ユニット等においては、前条Ⅰ＜固体高分子形燃料電池＞（2）貯湯ユニット等②項に定める貯湯槽の蓄熱放熱係数が2.0%/時間以下であることを証する書面（性能試験成績表等）またはⅡ＜固体酸化物形燃料電池＞（2）貯湯ユニット等②項に定める貯湯槽の蓄熱放熱係数が2.5%/時間以下であること、もしくは発電効率が47%以上の場合、貯湯槽の蓄熱放熱係数が2.5%/時間以下、もしくは平均放熱量が140W以下であることを証する書面（性能試験成績表等）
- (5) 燃料電池ユニットにおいては、次に定める仕様書。
  - ・燃料電池ユニットの外形図（立面、平面）。
  - ・仕様表（原燃料の種類、熱出力温度、定格電力出力、など）。
  - ・その他、協会が指示する書類。
- (6) 貯湯ユニット等においては、次に定める仕様書
  - ・燃料電池ユニットの排熱を回収し貯湯する構造がわかる書類。
  - ・貯湯ユニット等の外形図（立面、平面、継続口径）。
  - ・仕様表（フロー図、燃料電池本体との接続方法がわかる接続図、貯湯容量、貯湯槽材質、など）。
  - ・その他、協会が指示する書類。
- (7) 該当商品を他社にて異なる品名番号で呼称している場合は、別紙2に定める同一型式証明書。
- (8) 該当商品にオプション等が付属し、品名番号の末尾が追記になるなどの場合は、別紙3に定める同一型式証明書。
- (9) その他協会が提出を提示した書面。

（指定の決定）

第6条 協会は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、機器指定すべきものと認めたときは、速やかに機器指定の決定を行い、申請者に通知するものとする。

（指定の取消し等）

第7条 協会は、機器の指定を受けた製造事業者等がその指定に関して不正行為の疑いがあると認められたときは、当該製造事業者等に対して内部調査を指示し、その結果を文書で協会に報告させることができるものとする。

2 協会は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、協会が審査のために必要であると認められるときは、当該機器の提出を命じ、製造事業者等の工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。

3 協会は、前2項により製造事業者等に不正行為があったと認めたときは、機器の指定を取消すとともに、製造事業者等の名称及びその内容を公表し、協会の所管する契約について一定期間指名等の対象外とすることができるものとする。

4 協会は、前項の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に家庭用燃料電池システム導入支援補助金又は民生用燃料電池導入支援補助金（一般会計に係るもの）（以下「補助金」という。）又は民生用燃料電池導入緊急対策費補助金が交付されているときには、製造事業者等に対して期限を付して当該補助金相当額を請求するものとする。

5 協会は、前項の補助金相当額を請求したときには、当該補助金受領者が補助金を受領した日から製造事業者等が納付する日までの日数に応じて、請求額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金をあわせて製造事業者等から徴収するものとする。

6 協会は、製造事業者等が納付すべき額を第4項に規定する納期日までに納付がない場合には、納期日

の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

附 則

この機器指定要領は、平成21年4月27日から実施する。

附 則

この機器指定要領は、平成21年11月20日から実施する。

附 則

この機器指定要領は、平成22年4月22日から実施する。

附 則

この機器指定要領は、平成23年6月6日から実施する。

附 則

この機器指定要領は、平成23年12月15日から実施する。

附 則

この機器指定要領は、平成24年12月13日から実施する。

附 則

この機器指定要領は、平成25年2月19日から実施する。

附 則

この機器指定要領は、平成26年11月27日から実施する。

附 則

この機器指定要領は、平成28年4月4日から実施する。

附 則

この機器指定要領は、平成29年4月5日から実施する。

別紙1

平成 年 月 日

一般社団法人燃料電池普及促進協会  
代表理事 殿

住 所

申請者

代表者名

印

燃料電池コージェネレーションシステム機器指定申請書

家庭用燃料電池システム導入支援事業 機器指定要領第1条から第7条の条項に同意のうえ、別紙のとおり燃料電池コージェネレーションシステムの機器指定の承認を申請します。

**1. 燃料電池ユニット**（新規・継続）（固体高分子形・固体酸化物形）何れかに○印を記入

(1) 品名番号ならびに型式（申請者が使用する番号／型式を記入、別紙に仕様書添付）

品名番号	型式
------	----

(2) 定格発電出力および熱出力温度

W、	℃
----	---

(3) 機器効率（別紙に性能試験成績表添付）

JIS C 8823またはJIS C 8841基準に基づき計測した結果 ※低位発熱量基準(LHV基準)

	(定格運転時)	(50%負荷運転時)
発電効率	_____ %	_____ %
総合効率	_____ %	_____ %

(4) 認証登録（別紙に認証機関発行文書のコピー添付）

認証機関への申請者名	申請した機器の型式
------------	-----------

	機器の認証	給水関係の認証	防火関係の認証
認証機関名			
認証番号等			
認証日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

(5) 付属品

次の品名番号の品物は、燃料電池ユニットとは搬入等の関係で、別の梱包となり別番号が設定されていますが、当該ユニットと対となり必ず装着が必要となります。

従って、下記の商品は、燃料電池ユニットの一部としてのお取り扱いをお願いいたします。

品名			
品名番号 またはコード番号			
個数			

別添付属品リスト（有・無）何れかに○印を記入ください

※枠内に記入しきれない時は、別添の付属品リストとして提出ください。

**2. 貯湯ユニット等**（新規・継続）（固体高分子形・固体酸化物形）何れかに○印を記入

貯湯槽が燃料電池ユニットに内蔵されている場合、下記(2)及び(3)のみ記入ください。

(1) 品名番号ならびに型式（申請者が使用する番号／型式を記入、別紙に仕様書添付）

品名番号	型式
------	----

(2) 貯湯容量

リットル
------

(3) 貯湯槽の蓄熱放熱係数、または平均放熱量（別紙に性能試験成績表添付）

%/時間	W以下
------	-----

(4) 認証登録（別紙に認証機関発行文書のコピー添付）

認証機関への申請者名	申請した機器の型式
------------	-----------

*	一体型・分離型	一体型	一体型
	給水関係の認証	燃焼機器の認証	防火関係の認証
認証機関名			
認証番号等			
認証日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

\* 貯湯ユニットと補助ボイラーが一体型の場合、「一体型」と記載がある項目に記入、分離型の場合、「分離型」と記載がある項目に記入下さい。

(5) 付属品

次の品名番号の品物は、貯湯ユニットとは搬入等の関係で、別の梱包となり別番号が設定されていますが、当該ユニットと対となり必ず装着が必要となります。

従って、下記の商品は、貯湯ユニットの一部としてのお取り扱いをお願いいたします。

品名			
品名番号 またはコード番号			
個数			

別添付属品リスト（有 ・ 無） 何れかに○印を記入ください

※枠内に記入しきれない時は、別添の付属品リストとして提出ください。

## 同一型式証明書

一般社団法人燃料電池普及促進協会  
代表理事 殿

住 所

製造事業者

代表者名

印

下表 第二項の販売事業者が販売する以下の機器は、弊社が製造する下表第一項の機器と同一型式であることを証明します。

## 記

	第一項	第二項
	製造事業者名	販売事業者名
ユニット名		
品名番号 (型式)		

※ユニット名は燃料電池、貯湯、燃料電池+貯湯一式 のいずれか

【既申請情報に関する申告 ( 該当する / 該当しない )】

本件、上記の ( 燃料電池ユニット / 貯湯ユニット ) は、平成 年 月 日付け、別紙2同一型式証明書にて提出いたしました機器と同一であることを証明します。

※該当の有無、機器名に○印、ならびに、該当機器の初回申請日をご記入ください。

※既申請機器で機器指定に登録済みのユニットを新規申請のユニットと組み合わせて申請する場合、別途、提出するデータ等の資料について提出を省くことができます。

例：同一申請者(製造事業者等)が新規の燃料電池ユニットを、申請済みの貯湯ユニット等との組合せで申請を行う場合等。

## 同一型式証明書（オプション品の申請）

一般社団法人燃料電池普及促進協会  
代表理事 殿

住所

製造事業者

代表者名

印

下表 第二項機器は、弊社が納入する下表第一項の機器と同一型式(オプション含む)であることを証明します。

## 記

ユニット名	第一項	第二項	
	品名番号および型式	品名番号	備考

## (注意事項)

※ユニット名は燃料電池、貯湯、燃料電池+貯湯一式 のいずれか。

※システム製造事業者の申請において、既に補助対象システムとして機器指定登録されている型式の燃料電池システムが、新たな販売事業者へ供給することにより新たな品名番号を付与して機器申請を行う場合、別紙3を別紙1に添付して申請してください（申請者が同一法人の場合を条件に、データ等の資料の提出は不要となります）。

※機器認証を受けている機器において、同一型式でオプション等の設定のため、異なる品名番号を持つ場合は、別紙3を添付することによりオプションなしのものと同時申請を受理いたします。

※備考欄には、システムの供給先名（販売事業者名）、オプション等の内容等を記載。